Ⅶ 参考 1．検査のイメージ図

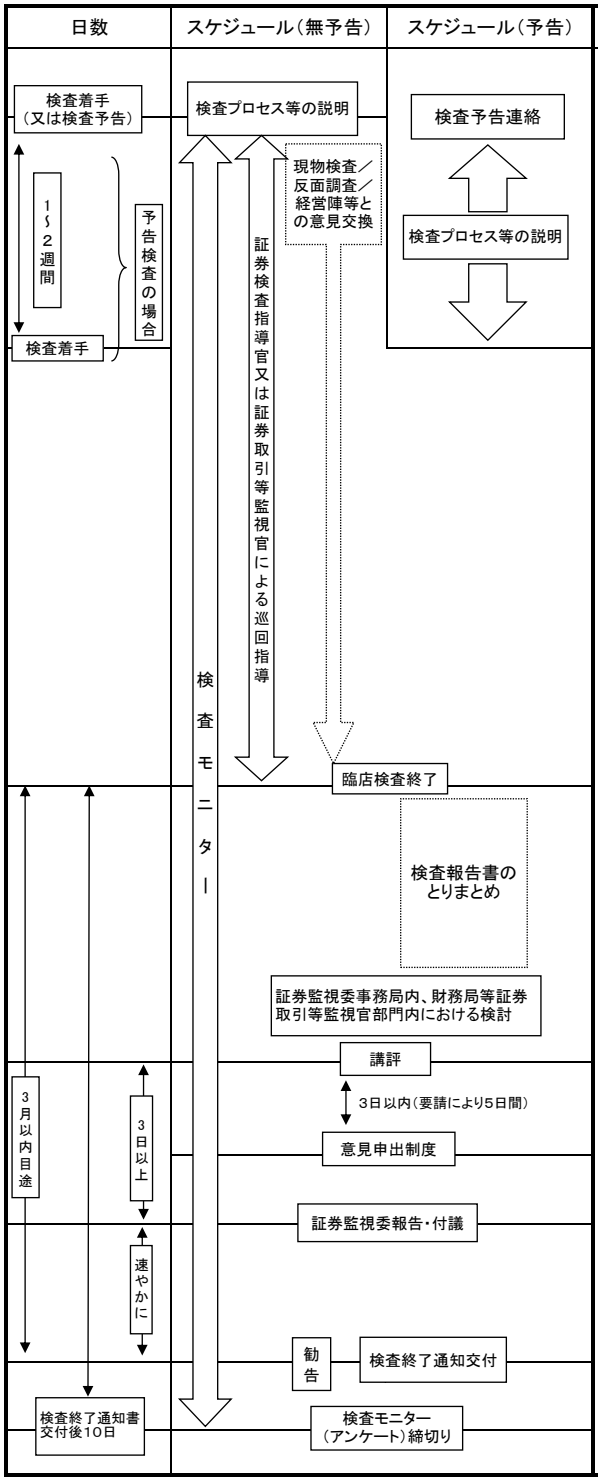

（無予告）
- 主任検査官は、臨店検査に際して、検査対象先の責任者に対し検査証票・検査命令書を提示し、検査の権限及び目的を告げ、併せて意見申出制度及び検査モニター等の必要事項を説明する。
- 主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者から第三者非開示承諾書に記名を受ける。

（予告）
- 主任検査官は、検査対象先の責任者に対し検査予告を行う。検査予告に際しては、検査の権限及び目的を告げ、検査着手日の伝達、検査予告日以後の資料保存、必要な提出資料の提示等を行う。

（予告）
- 主任検査官は、予告後、臨店検査初日までに、検査対象先の責任者に対し検査証票・検査命令書を提示し、意見申出制度及び検査モニター等の必要事項を説明する。
- 主任検査官は、検査対象先の責任者から第三者非開示承諾書に記名を受ける。

現物検査は、検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧して行うものとする。

顧客への反面調査は、主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認する必要があると判断した場合に、証券検査指導官と協議をした上、証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）の指示を受けて行う。

臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、業務の適正性に係る検証を法令等に基づき厳正に行うために、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを、監督指針・プリンシプル・ディスカッションペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら正確に把握し、問題点等として抽出して取りまとめるものとする。

検討結果を踏まえ、検査報告書（案）及び必要に応じて勧告書（案）を作成する。

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）が効率性等の観点からその他の手段による伝達が適当と判断した場合は、その他の手段により伝達）することとし、また、改めて意見申出制度について説明するとともに、検査対象先との間に生じた事実認識の相違について確認する。

勧告案件については、証券監視委議決後、検査対象先への検査終了の通知にタイミングを合わせ、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告書を交付するとともに、原則記者レクを行う。